

県内へき地におけるオンライン服薬指導等体制構築業務委託仕様書

1 目的

県内の中山間地域や離島などのへき地等（以下「県内へき地」という。）において、近くに薬局がない「薬局空白地域」があり、当該「薬局空白地域」においては、医薬品等の提供に薬剤師が関与できていない。

このため、本業務では、地域住民が薬局を自由かつ容易に選択して薬剤師の指導が受けられるように、オンライン服薬指導等支援ツールを開発し、当該ツールを用いて、へき地を有する市町に適したオンライン診療や巡回診療など診療と組み合わせたオンライン服薬指導や一般用医薬品等の提供手法を確立する。

また、へき地における医薬品等提供の先進事例や県内の診療所等における医薬品等提供のニーズを精査、整理・とりまとめを行った上で、「薬局空白地域」における適切な医薬品等提供体制の構築を目指す。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 県内へき地におけるオンライン服薬指導等体制構築業務
- (2) 履行期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務内容

以下の①～⑧の業務を実施すること。なお、各業務の詳細は下表を参照すること。

- ①へき地における医薬品等提供に係る先進事例調査
- ②県内へき地における医薬品等提供のニーズ調査
- ③へき地の医薬品等提供に係る研究会の開催支援
- ④へき地におけるオンライン服薬指導等支援ツールの開発
- ⑤へき地におけるオンライン服薬指導等の導入支援（県内2か所）
- ⑥オンライン診療や巡回診療など診療と組み合わせた、オンライン服薬指導や一般用医薬品の提供手法の導入支援マニュアル作成・説明会の実施
- ⑦報告書作成
- ⑧その他

	業務名	内容	備考
①	へき地における医薬品等提供に係る先進事例調査	受託者は、全国の先進事例をリストアップし、その中から県が2か所程度の県内外の先進地を選定し、その行政担当者、医療機関等を訪問・調査し、現状	・受託者は、調査先や調査項目を県に提案すること。（県は受託者と協議のうえ、これを決定

		<p>や課題等を把握できるよう、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の概要を示したリストの作成 ・調査先候補及び項目の提案 ・ヒアリング調査の実施 ・調査結果のまとめ 	<p>する)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の旅費のうち、受託者の旅費は受託者が負担する。(県職員の旅費は県が負担)。
②	<p>県内へき地における医薬品等提供のニーズ調査</p>	<p>受託者は、県内へき地を有する全市町の行政担当者、へき地の診療所または病院の担当者に対してアンケート調査するとともに、県とともに5か所程度選定し、訪問・ヒアリング調査し、医薬品等提供に関する薬局への期待することなどのニーズ等を把握できるよう、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査項目の提案 ・アンケート調査の実施 ・アンケート調査を基にしたヒアリング先候補提案 ・ヒアリング調査項目の提案 ・ヒアリング調査の実施 ・調査結果のまとめ 	<p>同上</p>
③	<p>へき地の医薬品等提供に係る研究会の開催支援</p>	<p>受託者は、県がへき地の医薬品等提供に関し、課題、①～②の調査結果、⑤の導入地域の状況を踏まえつつ、ICTと対面サービスの組み合わせた対応策をとりまとめるための研究会を開催するにあたり、以下の支援業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者の日程調整 ・会議資料作成・説明 ・会議の同席 ・議事録の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数10名程度(県が選定) ・予定回数2回 ・委員に必要な報償費及び旅費は県が負担する。 <p>〔第1回研究会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7～8月頃実施 ・調査内容の検討 ・課題の抽出 <p>〔第2回研究会〕</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3月頃実施 ・ 調査結果まとめ ・ 課題への対応の方向性を取りまとめ
④	へき地におけるオンライン服薬指導等の支援ツールの開発	<p>受託者は、別記の要件を満たすオンライン服薬指導等の支援ツールを開発するとともに、必要に応じて機材（タブレット等）を⑤で導入支援を行う2か所分揃える。</p> <p>なお、オンライン服薬指導はZoomを利用する想定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者は、活用する製品・サービス（Google プロダクト等）を県に提案すること。 ・ 初年度の支援ツールの開発、導入・保守・維持管理に係る経費はすべて受託者の負担とする。 ・ 次年度の保守・維持管理が必要な場合は、その見積を提出すること。 ・ 機材については委託終了後、受注者が回収する。
⑤	へき地におけるオンライン診療や巡回診療と組み合わせたオンライン服薬指導等の導入支援（県内2か所）	<p>受託者は、県が2か所程度選定する地域の拠点において、オンライン服薬指導等の導入支援を行う。</p> <p>なお、オンライン服薬指導実施前、開始後1か月間、以降3か月ごとに1か月間ずつ、計4回アンケート調査を行い、利用者の満足度、利用意向を調査すること。アンケート調査への協力者に対しては送料相当のインセンティブを提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査見込数 25名×4回=100名程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入支援の詳細については、県と協議すること。 ・ アンケート調査の内容は、県及び関係者と協議すること。 ・ オンライン服薬指導の実施前のアンケートは、実施開始の際のオープニングセレモニーなどの機会を活用し、調査要員による聞き取り調査などにより実施する

			<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、オンライン診療・服薬指導に係る指針・要領に準ずること。
⑥	オンライン診療や巡回診療など診療と組み合わせた、オンライン服薬指導や一般用医薬品の提供手法の導入支援マニュアル作成・説明会の実施	<p>受託者は、①～⑤の結果を踏まえて、へき地における診療と組み合わせたオンライン服薬指導等や一般用医薬品等の提供について、実施場所、介助者の有無等のパターン別に手法をとりまとめ、市町へ展開できるよう導入支援マニュアルを作成する。</p> <p>また、市町や医療機関・薬局向けの説明会開催時にマニュアルの説明を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル作成に向けては、県と協議すること。 ・説明会に出席し、先進事例、導入状況、マニュアル等の説明を行うこと。 <p>○予定回数：1回</p>
⑦	報告書作成	<p>受託者は、①～⑥までの結果を報告書としてまとめ、成果品として県に提出する。</p>	<p>納品物 報告書データ一式</p>
⑧	その他	<p>打ち合わせは4回程度（WEB可）とする。</p>	

3 想定スケジュール

時期	調査・研究会（①～③）	導入・説明会（④～⑥）
6月	事業開始	
7～9月	第1回研究会	<p>支援ツールの開発</p> <p>2か所のオンライン服薬指導導入支援・アンケートの実施</p>
10～12月	へき地における医薬品等提供に係る先進事例調査・県内へき地におけるニーズ調査	<p>アンケートの実施（継続）</p> <p>導入支援マニュアルの作成</p>
1～3月	第2回研究会	市町、医療機関・薬局向けの説明会
3月末	取りまとめ、報告	

4 成果品

業務終了時に以下に示す成果物をA4版で2部提出する。

また、Microsoft Word、Microsoft Excelまたはpdfファイルで作成した電子データをCD-R等で2部提出する。

- (ア) ①、②に係る調査報告書
- (イ) ④で開発したツールに係る文書・データ一式（設計書、利用マニュアル、ソースコード、実行プログラム、運用保守計画を想定しているが、詳細は両者協議の上決定する）
- (ウ) ⑤に係るアンケート調査内容及び結果
- (エ) ⑥に係る導入支援マニュアル
- (オ) その他①～⑥の業務で作成した文書等のうち、重要なもの。
- (カ) 業務完了報告書

5 納品場所

山口県健康福祉部薬務課

6 その他

- (1) 発注者が貸与するもの以外、本業務を行うに当たり必要な資料は、原則として受注者が収集する。
- (2) 受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を山口県に無償で譲渡し、著作人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。
- (3) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。
- (4) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項、または疑義を生じた事項について、発注者と協議して定める。
- (5) 採用された提案の実行に当たっては、発注者と受注者の協議の上で内容を変更することができる。

7 問い合わせ先

山口県健康福祉部薬務課 担当：矢野

〒753-8501 山口県滝町1-1(県庁5階)

TEL:083-933-3020 FAX:083-933-3029 Email:a15400@pref.yamaguchi.lg.jp

オンライン服薬指導支援ツール要件

<要件>

- ・地図やリストから誰でも容易に薬局を選択ができるツールとすること
- ・リストには、薬局名、所在地、連絡先、オンライン服薬指導の対応可否、オンライン服薬指導時の配送・決済方法、OTC医薬品のオンライン販売可否等の項目を含むこと。また、項目の追加・削除は容易にできること
- ・リストについては、県職員や地域薬剤師会事務局及び会員が容易に更新できるものとする
- ・保守・維持管理ができるだけ容易かつ安価にできるよう、既存の無料又は安価に利用できる製品・サービス（Googleプロダクト等）を活用すること
- ・患者側からワンタッチで選択をした場合に、選択された薬局にWeb会議システムで接続できるシステムとすること
- ・患者側からWeb会議システムに接続する際、待ち時間に対する不満軽減のため、薬局への通知方法や患者へのメッセージ等について提案すること。
- ・接続できるWeb会議システムは、日本語の自動字幕を利用できるシステムとすること（有償版のみ対応するシステムでも可）